

平成 17 年 1 月 31 日

各 位



代表取締役社長 井戸川 静夫

(コード番号 4320 東証マザーズ)

問合せ先 取締役管理本部長 浅山 正紀

(TEL: 011-271-4371)

2010 年 2 月 16 日満期ゼロ・クーポン円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関する  
お知らせ

当社は、平成 17 年 1 月 31 日開催の当社取締役会において、2010 年 2 月 16 日満期ゼロ・クーポン円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行を決議致しましたので、その概要につき、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 社債の名称 2010 年 2 月 16 日満期ゼロ・クーポン円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）
2. 本社債の発行価額 本社債額面金額の 100%（各本社債の額面金額 5,000,000 円）
3. 本新株予約権の発行価額 無償とする。
4. 払込期日及び発行日 2005 年 2 月 16 日（香港時間）
5. 発行場所 中華人民共和国香港特別行政区
6. 募集に関する事項
  - (1) 募集の方法 Lehman Brothers Commercial Corporation Asia Limited（特定海外投資家）の総額買取による。
  - (2) 発行価格(募集価格) 本社債額面金額の 100%

ご注意：この文章は、当社の 2010 年 2 月 16 日満期ゼロ・クーポン円貨建転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本社債については国内における募集または売出しは行われません。  
また、この文章は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目録見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

## 7. 新株予約権に関する事項

- |                            |   |
|----------------------------|---|
| (1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数     | 種類<br>当社普通株式<br><br>数<br>本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」と総称する。）する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を本項第（3）号記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株の100分の1未満の端数は原則として切捨て、現金による調整は行わない。本新株予約権の行使により端数が発生する場合には、商法に定める端株の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。   |
| (2) 新株予約権の総数               | 200 個   |
| (3) 行使時の払込金額及び転換価額         | 本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。<br>本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの金額（以下、「転換価額」という。）は、当初、184,000円とする。<br>転換価額は、本新株予約権付社債発行後、2005年3月より各月最終営業日（日本時間、以下同じ。）（以下、「修正日」という。）の翌取引日以降、修正日までの各3連続取引日（修正日当日を含み、終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の90%で呼値の刻み未満を切り下げた金額に修正される。但し、転換価額は368,000円（本項第(8)号により、転換価額と同様に調整される。）を上回らず、73,000円（本項第(8)号により、転換価額と同様に調整される。）を下回らないものとする。 |
| (4) 新株予約権の発行価額の算定理由（無償の理由） | 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、かつ本社債が繰上償還されると本新株予約権を行使することができなくなるなど、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、本項第（3）号 記載の当初転換価額を前提とした本新株予約権の理論的な経済的価値と、本社債に本新株予約権を付した結果、本新株予約権付社債全体の発行に際し、本社債に利息を付さないこと、本社債の発行価額その他の発行条件により  |

ご注意：この文章は、当社の2010年2月16日満期ゼロ・クーポン円貨連転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本社債については国内における募集または売出しは行われません。  
また、この文章は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目録見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

当社が得られる経済的価値とを勘案して、その発行価額を無償とした。本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、本新株予約権 1 個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とし、当初の転換価額は平成 17 年 1 月 28 日（日本時間）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 100%とした。

- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れない額  
 本新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組入れない額は、当該発行価額より資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、転換価額に 0.5 を乗じた額とし、その結果 1 円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。
- (6) 新株予約権の行使期間  
 2005 年 2 月 17 日から 2010 年 2 月 15 日。（日本時間、以下同じ。）（但し、本新株予約権付社債の全部を期限前に償還する場合には、当該償還日に先立つ 1 銀行営業日前まで。）なお、当社は、一定の日を当該日の 7 日前までに社債権者に通知することにより、転換のための非営業日として指定することができる。ただし、かかる非営業日は連続 10 営業日を超えてはならない。
- (7) その他の新株予約権行使の条件  
 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (8) 転換価額の調整  
 当社は、本新株予約権付社債の発行後、当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額をもって当社普通株式を新たに発行又は当社の有する当社普通株式を処分する場合には、次に定める算式をもって転換価額を調整する。なお、次の算式において、「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から、当社が保有する当社普通株式を控除した数とする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分} \times 1 \text{株当たりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、当社は、当社普通株式の分割・併合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合等にも適宜転換価額を調整する。

ご注意：この文章は、当社の 2010 年 2 月 16 日満期ゼロ・クーポン円貨建転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本社債については国内における募集または売出しは行われません。  
 また、この文章は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目録見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

- |      |                           |   |
|------|---------------------------|---|
| (9)  | 消却事由及び消却の条件               | 第 8 項第 (5) 号に従って本社債が償還された場合、本新株予約権は当社が本新株予約権付社債の社債権者に対して本社債の償還価額全額を支払うことにより消却される。   |
| (10) | 本新株予約権の期中行使があった場合の配当金の取扱い | 本新株予約権の行使により交付する株式に関する利益配当金又は中間配当金（商法第 293 条の 5 による金銭の分配）は、本新株予約権行使の効力発生日の属する配当計算期間（現在は 3 月 31 日及び 9 月 30 日に終了する 6 ヶ月の期間をいう。）の初めに本新株予約権の行使の効力が発生したものとみなして、これを支払う。 |
| (11) | 行使請求受付場所                  | 当社本店（札幌市中央区南三条西十丁目 1001 番地 5 福山南三条ビル）   |

## 8. 本社債に関する事項

- |     |                  |  |
|-----|------------------|--|
| (1) | 社債の総額            | 10 億円  |
| (2) | 各社債券の金額          | 5,000,000 円  |
| (3) | 社債の利率            | 本社債には利息を付さない。  |
| (4) | 利払期日及び利払方法       | 該当事項なし   |
| (5) | 償還期限、償還価額及び償還の方法 | <p>満期償還<br/>2010 年 2 月 16 日(日本時間、以下同じ。)に、本社債額面金額の 100%で償還する。</p> <p>コールオプション条項による繰上償還<br/>当社は、2005 年 3 月 16 日以降いつでも、本新株予約権付社債の社債権者（以下、「本社債権者」という。）に対して 15 日以上 の 事前通知を 与える ことによっ て、本社債の全部（一部は不可）を元本金額の 103%で償還することができる。</p> |

### 本社債権者の選択による償還

- (i) 本社債権者は、その選択により、2007 年 1 月 16 日までに書面による通知（本通知は撤回できないものとする。）にその保有する新株予約権付社債券を添えて当社に提出することにより、当該新株予約権付社債を 2007 年 2 月 16 日に本社債額面金額の 100%で償還するよう当社に請求することができる。

ご注意：この文章は、当社の 2010 年 2 月 16 日満期ゼロ・クーポン円貨建転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本社債については国内における募集または売出しは行われません。また、この文章は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目録見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

- (ii) 本社債権者は、その選択により、以下の場合において、当社に対して本社債の償還を請求することができる。これらの場合は、社債権者の要求があった日の翌営業日又は当該社債権者の決定するそれより遅い日までに当社は本社債を本社債額面金額の 100%で償還しなければならない。
- (a) 当社普通株式が日本の証券取引所において上場廃止となり、又は、その上場取引所により整理ポスト又は監理ポストに指定された場合。
  - (b) 技術的理由及び当社の支配領域外の理由を除き、本新株予約権の行使日から 3 営業日目までに本新株予約権付社債の要項に従って当社普通株式を引渡さず、かつ当該引渡の不履行が引渡期日後 3 営業日以上継続した場合、又は、当社が現実もしくは将来における本新株予約権の行使に際し、当社普通株式を適時に引渡さない旨の意思を表明した場合。
  - (c) 本社債の発行後において、本社債権者が事前に書面で承認した以外の条件により、個人又は法人による当社議決権の 33%以上の取得、当社の完全子会社以外との合併、単独もしくは一連の取引による当社の完全子会社以外への当社資産の 50%以上の譲渡、又は、上記を目的とする、当社を当事者としもしくは拘束する契約の締結、がなされた場合。
  - (d) 本社債権者が事前に書面で承認した以外の条件により、当社の子会社が当社又は当社子会社以外の法人と合併し、単独もしくは一連の取引により当該法人に対して 50%以上の資産を譲渡し、又は当社の子会社でなくなった場合。
  - (e) 適用法令上、本新株予約権を行使して適法、全額払込済みで、かつ負担のない株式に転換することが認められない程度に転換価額（第 7 項第(3)号に定義される。）が下落した場合。
  - (f) 本社債権者の合理的な意見において、本社債に関するいずれかの契約、陳述書又は証明書において当社が行った表明又は保証が、これがなされた時点又は繰り返された時点において重要な点において虚偽又は誤解を生じるものであった場合。

ご注意：この文章は、当社の 2010 年 2 月 16 日満期ゼロ・クーポン円貨建転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本社債については国内における募集または売出しは行われません。

また、この文章は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目録見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

当社が他の会社の完全子会社となる場合の繰上償還  
当社が株式交換又は株式移転により他の会社(以下、「完全親会社」という。)の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対し当該株式交換又は株式移転の効力発生日前に、償還日から30日以上60日以内の事前の通知を行うことにより、未償還の本社債全部を本社債額面金額の100%にその時点での本社債に関して生じた未払額を加えて償還することができる。

#### 買入消却

当社及び当社子会社は、随時本新株予約権付社債を買入れることができる。当社又は当社子会社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、その選択により当該本新株予約権付社債を保有し、売却し又は消却することができる。当社又は当社子会社が当該新株予約権付社債を消却した場合には、かかる消却と同時に、当社は当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権につきその権利は放棄され、失効するものとする。

#### 債務不履行等による強制償還

本社債に関する支払遅滞その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合で、かつ随時本新株予約権付社債の社債権者が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより、当社に対し本社債の期限の利益の喪失の通知を行った場合、当社は、本社債につき期限の利益を失い、その未払元本及び本新株予約権付社債の要項に定める費用の合計額で直ちに償還しなければならない。

- (6) 本社債券の様式 無記名式新株予約権付社債券
- (7) 本社債の担保又は保証 なし
- (8) 財務上の特約 財務上の特約として、担保設定制限が付される。
- (9) 取得格付 なし

ご注意：この文章は、当社の2010年2月16日満期ゼロ・クーポン円貨建転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本社債については国内における募集または売出しは行われません。  
また、この文章は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目録見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

9. 上場 なし
10. 代用払込に関する事項 商法第 341 条の 3 第 1 項第 7 号及び第 8 号により、本社債権者が本新株予約権を行使したときは、当該本新株予約権に係る本社債の全額の償還に代えて当該新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の払込があったものとする旨の請求があったものとみなす。
11. 安定操作に関する事項 該当事項なし

(注)買取人(予定)の概要と当社と買取人(予定)との関係等は以下のとおりであります。

	買取人(予定)の氏名又は名称		Lehman Brothers Commercial Corporation Asia Limited
	対象社債(額面)		金1,000,000,000円
	払込金額		金1,000,000,000円
買取人(予定)の内容	本店所在地		Level 38, One Pacific Place, 88 Queensway, Hong Kong
	代表者の氏名		Bruce Chung Hong Mui
	事業の内容		各種金融業務
	大株主		LBCCA Holdings Inc. LBCCA Holdings Inc.
当社との関係	出資関係	当社が保有している取得者の株式の数	
		取得者が保有している当社の株式の数	
	取引関係等		該当事項はありません。

(ご参考)

1. 資金の使途

(1)手取金の使途

発行手取概算額 9 億 8,500 万円につきましては、医療機関における電子カルテの本格的普及に備え、当社電子カルテシステムの機能強化、導入サポート等を中心に、受託システム開発を含む全社的事業拡大のための資金に充当する予定であります。

(2)会社収益への影響

調達した資金により、財務体質の強化を含め、主に来期以降の事業拡大に寄与でき

ご注意：この文章は、当社の 2010 年 2 月 16 日満期ゼロ・クーポン円貨建転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本社債については国内における募集または売出しは行われません。また、この文章は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目録見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

るものと考えております。

## 2. 株主への利益配分等

### (1)利益配分に関する基本方針

当社は、株主尊重を第一義として考え、利益配分につきましては、経営基盤の一層の強化と事業拡大に必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

### (2)過去3決算期間の配当状況

	平成14年9月期	平成15年9月期	平成16年9月期
1株当たり 当期純損益(円)	8,998.54円	4,325.88円	6,028.80円
1株当たり配当金(円)	2,500円	2,000円	2,000円
実質配当性向(%)	28.3%	46.2%	33.2%
株主資本利益率(%)	12.9%	8.6%	11.8%
株主資本配当率(%)	2.6%	4.1%	3.8%

(注)1. 各決算期の株主資本利益率は、当該決算期間の当期純利益を株主資本(当該決算期首の資本の部合計と当該決算期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。

2. 各決算期の株主資本配当率は、当該決算期間の年間配当金総額を株主資本(当該決算期末の資本の部合計)で除した数値であります。

## 3. その他

### (1)潜在株式による希薄化情報

今回のファイナンスを実施することにより、平成17年1月28日時点の潜在株式数は5,434株(端数切捨て)増加し、8,650株となり、発行済株式総数2万9,199.6株に対する潜在株式数の比率は、29.6%になる見込みであります。

(注) 潜在株式の数の比率は、今回発行する2010年2月16日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債(18.6%)、平成13年6月27日開催の当社臨時株主総会で決議された新株引受権の残高(7.9%)、平成13年7月2日開催の当社臨時株主総会で決議された新株引受権の残高(0.3%)、平成14年12月19日開催の当社定時株主総会で決議された新株予約権の残高(1.8%)、平成15年12月18日開催の当社定時株主総会で決議された新株予約権の残高(1.0%)が全て権利行使された場合に発行される株式数の数値であります。

### (2)過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

#### ア 新株の予約権

決議日 平成14年12月19日

ご注意：この文章は、当社の2010年2月16日満期ゼロ・クーポン円貨建転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本社債については国内における募集または売出しは行われません。また、この文章は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目録見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。



発行価額 1株あたり 150,000 円  
 目的たる株式数 普通株式 528 株  
 行使期間 平成 17 年 1 月 1 日から平成 21 年 12 月 31 日まで

イ 新株の予約権

決議日 平成 15 年 12 月 18 日  
 発行価額 1株あたり 148,000 円  
 目的たる株式数 普通株式 300 株  
 行使期間 平成 18 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日まで

(3) 過去 3 決算期間及び直前の株価等の推移

	平成 14 年 9 月期	平成 15 年 9 月期	平成 16 年 9 月期	平成 17 年 9 月期
始値	216,000 円	178,000 円	152,000 円	147,000 円
高値	380,000 円	202,000 円	209,000 円	192,200 円
安値	178,000 円	113,000 円	132,000 円	128,000 円
終値	178,000 円	150,000 円	147,000 円	184,000 円
株価収益率	39.6 倍	34.7 倍	24.4 倍	-

(注) 1 株価収益率は、決算期末の株価（東京証券取引所の終値）を当該決算期の 1 株当たり当期純利益で除した数値であります。

2 当社は平成 14 年 11 月 20 日付けで、平成 14 年 9 月 30 日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を 1 株あたり 2 株に分割しており、上掲の株価は調整後のものであります。

3 平成 17 年 9 月期の株価については、平成 17 年 1 月 28 日現在で記載しております。

以上

ご注意：この文章は、当社の 2010 年 2 月 16 日満期ゼロ・クーポン円貨建転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本社債については国内における募集または売出しは行われません。  
 また、この文章は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目録見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。